

# 一般社団法人笑い文字普及協会 講座受講規約

## 第1条（適用範囲）

本規約は、当方が主催するすべての講座（以下、「本講座」といいます。）を対象とし、効力を生じます。

## 第2条（受講の申込み）

本講座の受講申込みは、当方が定める所定の方法に従って行うものとします。

## 第3条（受講契約の成立）

本講座の受講の申込みの後、受講申込み受付の旨のメールの通知があった時点で受講契約が成立するものとします。但し、申込み後5日を経過して受講料の決済をした場合、当方より、受講契約の解除ができることとします。（既に定員に達している可能性があるためです。なお、その場合、決済済みの受講料の全額から返金にかかる手数料を差し引いた額を返金します。）。

## 第4条（受講料の額）

受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。

## 第5条（決済方法）

本講座の受講料の決済方法は次に定めるとおりです。

### （1）銀行振込（一括支払い）

受講料の全額を、当方が指定する銀行口座へお振込み下さい。

（振込手数料は支払いをする方のご負担とします。）

振込先の銀行口座は、受講の申込みの後に当方よりメール等の方法によりお知らせいたします。

### （2）クレジットカード決済

当方が、クレジットカード決済を導入している場合に限り、クレジットカード決済ができるものとします。

## 第6条（講座開催日前の解約）

本講座については、次に定めるとおりのキャンセル料が発生いたします。なお、本講座が2日以上に亘り開催される場合は、「講座開催の日」はその最初の日をいい（以下、同じ）、「講座開始」とは、その最初の日の講座が始まる時点をいいます。また、本講座のキャンセルの通知があった時点は、メール、郵送その他明確な方法による通知が当方に到達し、当方が覚知した時点をいいます。

講座開催の日の7日前までにキャンセルの通知があった場合

受講料の額の0%の額

講座開催の日の6日前から4日前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の50%の額

講座開催の3日前から当日までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の100%の額

#### 第7条（講座開講日以降の解約）

講座開催の日以降の受講者からの解約（受講契約の解除）は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切いたしません。

#### 第8条（受講料の返金）

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切いたしません。

#### 第9条（講座の振替）

受講者が講座に出席できない場合において、当方が認める場合は、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席をすることができます。

#### 第10条（講座開催の中止）

本講座の受講の申込者が当社所定の人数に満たない場合、当方は講座の開催の日の3日前までに、既に受講申込みのあった者に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった受講料はその全額を返金するものとします（なお、その他に受講者に生じる損害がある場合でも、当方はその賠償の義務を負わないものとします。）。

#### 第11条（講座修了等の要件）

本講座の全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講修了となります。なお、本講座が資格の認定を受けうる講座であっても、受講修了をした上で協会が別に定める要件を満たした場合に限り資格の認定を受けられるものとし、資格の認定は、保証されているものではありません。

#### 第12条（資格の認定）

本講座が資格認定に関する講座である場合、講座受講の修了後、試験合格、認定料の支払い、資格に関する規約への同意その他の当方が別途定める要件を満たした場合にのみ、その資格認定がなされるものとします。

#### 第13条（著作物）

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権は協会に帰属し、受講者が協会の事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）を行うことを禁じます。

- (1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為

#### 第14条（秘密保持）

受講者は、本講座を受講するにあたり、当方によって開示された当方固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

#### 第15条（遵守事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 当方及び講師の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- (2) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当方及び講師に一切の責任を求めないこと
- (3) 他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと
- (4) 本講座の内容につき、録音又は録画をしないこと

#### 第16条（受講資格の失効）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに当方の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- (1) 本規約又は法令に違反した場合
- (2) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (3) 当方の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (4) 当方又は当方の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (5) 当方の事業活動を妨害する等により当方の事業活動に悪影響を及ぼした場合

#### 第17条（地位の譲渡）

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。但し、受講者が本講座の受講をできない場合、事前に当方の同意を得た場合に限り、代理の方を受講させることができます。

#### 第18条（損害賠償）

受講者は、本規約及び法令の定め違反したことにより、当方及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第19条（免責事項）

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第

三者の損害について、当方は一切の責任を負わないものとします。

第20条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第21条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上

上記規約に同意します。

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_